

諮問日：平成31年4月16日（平成31年度（最情）諮問第5号）

答申日：令和元年10月18日（令和元年度（最情）答申第51号）

件名：司法修習生に関する規則第3条の「秘密」の具体的内容が書いてある文書の開示判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法修習生に関する規則第3条の「秘密」の具体的内容が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「修習生活へのオリエンテーション 平成30年11月」を対象文書として特定し、その抜粋部分（以下「本件開示文書」という。）に係る情報を提供した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年3月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

司法修習生に関する規則3条の「秘密」とは、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解される（最高裁昭和53年5月31日決定参照）ところ、本件開示文書には「秘密」の具体的内容が何ら記載されていないことからすれば、本件開示申出文書に該当する司法行政文書が存在すると思われる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書については、「司法修習生に関する規則3条に定められた守秘義務の前提となる「秘密」の具体的内容が記載された文書（最新版）」と

整理した。

司法修習生に関する規則 3 条は、裁判官、検察官及び弁護士が守秘義務を負うのと同様に、司法修習生にもこれを定めたものであるが、本件開示文書以外に同条の「秘密」の具体的内容を記載した文書を保有する必要性はない。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成 31 年 4 月 16 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和元年 8 月 23 日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年 9 月 20 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

- 1 司法修習生に関する規則 3 条は、「司法修習生は、修習にあたって知った秘密を漏らしてはならない」と規定しているところ、最高裁判所事務総長の上記説明のとおり、同条は、裁判官、検察官及び弁護士が守秘義務を負うのと同様の観点から、司法修習生にも守秘義務を定めた趣旨であると解され、また、国家公務員の守秘義務に関しては、最高裁昭和 53 年 5 月 31 日第 1 小法廷決定は、国家公務員法 100 条 1 項にいう「秘密」とは、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものをいう旨判示している。そして、本件開示文書には、修習生が秘密を保持するに当たって留意すべき事項が比較的具体的に記載されている。これらを踏まえて検討すれば、本件開示文書以外に「秘密」の具体的内容を記載した文書を保有する必要性はないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり，原判断については，最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人